

特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令 新旧対照条文

【目次】

○ 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（附則第三条による改正）	一
○ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成十九年政令第三百九十七号）（附則第四条による改正）	七
○ 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第五百五十四号）（附則第五条による改正）	十
○ 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）（附則第六条による改正）	十六
○ 地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第二百二十六号）（附則第七条による改正）	二十三
○ 総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）（附則第八条関係）	二十六

改 正 後	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（平成三十二年<u>度以後</u>における標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p>第十四条 平成三十二年<u>度以後</u>の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、<u>当分の間</u>、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">第一号イ</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">第十四条</td> <td style="width: 80%;"> <p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td> <p>の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「<u>読替え後の地方交付税法第十四条</u>」という。）</p> </td> </tr> </table>	第一号イ	第十四条	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項</p>	略		<p>の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「<u>読替え後の地方交付税法第十四条</u>」という。）</p>
第一号イ	第十四条	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項</p>					
略		<p>の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「<u>読替え後の地方交付税法第十四条</u>」という。）</p>					
改 正 前	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（平成三十二年<u>度</u>における標準的な規模の収入の額の特例）</p> <p>第十四条 平成三十二年<u>度</u>における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、<u>次</u>の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">第一号イ</td> <td style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: top;">第十四条</td> <td style="width: 80%;"> <p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第三項</p> </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> <td> <p>の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「<u>読替え後の地方交付税法第十四条</u>」という。）</p> </td> </tr> </table>	第一号イ	第十四条	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第三項</p>	略		<p>の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「<u>読替え後の地方交付税法第十四条</u>」という。）</p>
第一号イ	第十四条	<p>附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律（平成十一年法律第十七号）第八条第一項及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十二条第三項</p>					
略		<p>の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条（以下この条において「<u>読替え後の地方交付税法第十四条</u>」という。）</p>					

略

略

(削る)

(平成三十三年度以後における標準的な規模の収入の額の特例)

第十五条 平成三十三年度以後の各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一号イ	第十四条
から同条	附則第七条の二及び第七条の三の規定の適用がないものとした場合における地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成十一年法律第十七号)第八条第一項の規定により読み替えられた地方交付税法第十四条(以下この条において「読替え後の地方交付税法第十四条」という。)
	に読替え後の地方交付税法第十四条の規定により算定した分離課税所得割交付金(地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)附則第七条の四の規定により指定都市に対し交付するものとされる分離課税に係る所得割に係る交付金を

	第一号ロ	第二号	第三号
及び航空機燃料譲与税	合算額	地方交付税法第十四条	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
<p>（を）を加算した額から読替後の地方交付税法第十四条</p> <p>、航空機燃料譲与税及び交通安全対策特別交付金</p>	<p>合算額から特定交付見込額を控除した額</p>	<p>読替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>読替後の地方交付税法第十四条</p>
から	合算額	同法第十四条	同条
<p>に特定交付見込額を加算した額から</p>	<p>合算額から特定交付見込額を控除した額</p>	<p>読替後の地方交付税法第十四条</p>	<p>読替後の地方交付税法第十四条</p>

	第四号	第五号		
及び石油ガス 譲与税	同法第十四条 同条	地方自治法施 行令（昭和二 十二年政令第 十六号）	第二項	基準財政収入 額
、石油ガス譲与税、交通安全対策 特別交付金及び分離課税所得割交 付金	読替後の地方交付税法第十四条 読替後の地方交付税法第十四条 、地方揮発油譲与税及び交通安全 対策特別交付金	地方特例交付金等の地方財政の特 別措置に関する法律施行令（平成 十一年政令第九十五号）第二条の 規定により読み替えられた地方自 治法施行令（昭和二十二年政令第 十六号）附則第七条の四の規定に より読み替えられた同令	地方自治法施行令第二百十条の十 二第二項	基準財政収入額（地方交付税法附 則第七条の二第二項及び第七条の 三第二項に規定する算定方法にお おむね準ずる算定方法により加算 した額がある場合には当該額に相 当する額を控除した額とし、当該 算定方法により控除した額がある

第十五条 略
 (平成二十九年年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十六条 略
 (平成三十年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十七条 略
 (平成三十一年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十八条 略
 (平成三十二年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十九条 平成三十三年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例
 (平成三十三年度以後の各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。)

油譲与税 及び地方揮発	場合には当該額に相当する額を加算した額とする。)
対策特別交付金	、地方揮発油譲与税及び交通安全

第十六条 略
 (平成二十九年年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十七条 略
 (平成三十年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十八条 略
 (平成三十一年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第十九条 略
 (平成三十二年度における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第二十条 平成三十三年度 における赤字により起債許可団体となる額の特例
 (平成三十三年度 における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十四条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。)

(削る)

(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費)

第二十条 略

(平成三十四年度以後における赤字により起債許可団体となる額の特例)

第二十一条 平成三十四年度以後の各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、当分の間、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第十五条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

(土地の利用関係の調整に要する経費のうち地方公共団体が負担すべき経費)

第二十二条 略

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第四条 平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「<u>第二十二</u>条」とあるのは「<u>附則第十六</u>条の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「<u>附則第九</u>条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「<u>附則第十一</u>条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。</p> <p>（平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第五条 平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「<u>第二十二</u>条」とあるのは「<u>附則第十七</u>条の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「<u>附則第九</u>条第二項及び第十二条の規定により読み替え</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第四条 平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「<u>第二十二</u>条」とあるのは「<u>附則第十七</u>条の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「<u>附則第九</u>条第二項及び第十一条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「<u>附則第十一</u>条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。</p> <p>（平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例）</p> <p>第五条 平成三十一年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「<u>第二十二</u>条」とあるのは「<u>附則第十八</u>条の規定により読み替えられた同令第二十二條」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「<u>附則第九</u>条第二項及び第十二条の規定により読み替え</p>

られた第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成三十二年における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第六条 平成三十二年における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十八条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成三十三年以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第七条 平成三十三年以後の各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十九条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号

られた第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成三十二年における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第六条 平成三十二年における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第十九条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第九条第二項及び第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十三条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成三十三年 における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第七条 平成三十三年 における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第二十條の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号

ロ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(削る)

(平成二十九年年度から平成三十一年度までにおける地方債を起こすことができる場合の特例)

第八条
略

ロ」とあるのは「附則第十四条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成三十四年度以後における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第八条 平成三十四年度以後の各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、当分の間、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは「附則第二十一条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一号イ」とあるのは「附則第十五条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十五条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

(平成二十九年年度から平成三十一年度までにおける地方債を起こすことができる場合の特例)

第九条
略

附則第五条による改正（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第五百五十四号））

改 正 後	改 正 前
<p>（地方法人特別税及び法人の事業税として納付があつたものとされる額の計算方法）</p> <p>第一条 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（以下「法」という。）第十二条第二項の規定により地方法人特別税として納付があつたものとされる額を計算する場合において、同項に規定する按分した額のうち地方法人特別税に係るもの（以下この条において「地方法人特別税按分額」という。）に一円未満の端数があるとき、又は地方法人特別税按分額の全額が一円未満であるときであつて、その端数金額又は地方法人特別税按分額の全額に切捨て累計額（納付があつた地方法人特別税及び法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）に係る法第十条又は第十一条の規定により併せて賦課され、又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税について既に納付された地方法人特別税及び法人の事業税がある場合において、当該既に納付された地方法人特別税の地方法人特別税按分額についてこの項の規定の適用により切り捨てられた額の累計額をいい、当該切</p>	<p>（地方法人特別税及び法人の事業税として納付があつたものとされる額の計算方法）</p> <p>第一条 地方法人特別税等に関する暫定措置法</p> <p>（以下「法」という。）第十二条第二項の規定により地方法人特別税として納付があつたものとされる額を計算する場合において、同項に規定するあん分した額のうち地方法人特別税に係るもの（以下この条において「地方法人特別税あん分額」という。）に一円未満の端数があるとき、又は地方法人特別税あん分額の全額が一円未満であるときであつて、その端数金額又は地方法人特別税あん分額の全額に切捨て累計額（納付があつた地方法人特別税及び法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）に係る法第十条又は第十一条の規定により併せて賦課され又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税につき既に納付された地方法人特別税及び法人の事業税がある場合において、既に納付された地方法人特別税の地方法人特別税あん分額につきこの項の規定の適用により切り捨てられた額の累計額をいい、当該切</p>

り捨てられた額がない場合には零とする。)を加算した額から切上げ累計額(納付があつた地方法人特別税及び法人の事業税に係る法第十条又は第十一条の規定により併せて賦課され、又は申告された地方法人特別税及び法人の事業税について既に納付された地方法人特別税及び法人の事業税がある場合において、当該既に納付された地方法人特別税の地方法人特別税按分額 についてこの項の規定の適用により一円とされた額を一円から控除した額の累計額をいい、当該一円とされた額がない場合には零とする。)を控除した残額が五十銭未満となる時、又は残額がないときは、その端数金額又は地方法人特別税按分額 の全額を切り捨てるものとし、当該残額が五十銭以上となるときは、その端数金額又は地方法人特別税按分額 の全額を一円とする。

2 前項の場合において、法第十二条第二項の規定により地方法人特別税として納付があつたものとされる額は前項の規定を適用して計算した地方法人特別税按分額 に相当する額とし、同条第二項の規定により法人の事業税として納付があつたものとされる額は同項の納付額から当該地方法人特別税按分額 に相当する額を控除した額に相当する額とする。

(法人税法施行令の特例等)

第九条 地方法人特別税に係る次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句 とする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法施行令	第七十八条の二	同じ。	同じ。及び旧

り捨てられた額がない場合には零とする。)を加算した額から切上げ累計額(納付があつた地方法人特別税及び法人の事業税に係る法第十条又は第十一条の規定により併せて賦課され又は 申告された地方法人特別税及び法人の事業税につき、既に納付された地方法人特別税及び法人の事業税がある場合において、既に 納付された地方法人特別税の地方法人特別税あん分額につきこの項 の規定の適用により一円とされた額を一円から控除した額の累計額をいい、当該一円とされた額がない場合には零とする。)を控除した残額が五十銭未満となる時又は 残額がないときは、その端数金額又は地方法人特別税あん分額 の全額を切り捨てるものとし、 五十銭以上となるときは、その端数金額又は地方法人特別税あん分額 の全額を一円とする。

2 前項の場合において、法第十二条第二項の規定により地方法人特別税として納付があつたものとされる額は前項の規定を適用して計算した地方法人特別税あん分額 に相当する額とし、同条第二項の規定により法人の事業税として納付があつたものとされる額は同項の納付額から当該地方法人特別税あん分額 に相当する額を控除した額に相当する額とする。

(法人税法施行令の特例等)

第九条 地方法人特別税に係る次の表の第一欄に掲げる政令の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
法人税法施行令	第百三十九条の	地方税に該当す	地方税に該当す

(昭和四十年政
令第九十七号)

第一項第一号

地方法人特別税に係る徴収金(旧地方法人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税をいう。第百十一条の四第一号におい

(昭和四十年政
令第九十七号)

六第一項

る

るものとし、地方税法第十一条の二、第十一条の四から第十一条の八まで若しくは第十二条の二第二項又は第十一条の三(第二次納税義務)の規定の例により納付すべき地方法人特別税及び地方法人特別税に係る延滞金等(地方法人特別税に係る延滞金及び加算金をいう。次項において同じ。)並びにこれらの督促手数料及び滞納処分費は、法第三十九条第一

附則第六条による改正（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号））

<p>改 正 後</p>	<p>改 正 前</p>
<p>第七條及び第八條 削除</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 四の二 略</p> <p>四の三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の第十四第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定（同条第二項第一号に係る部分に限る。）、同令第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項の改正規定、同令第九条の七第七項の改正規定（「百分の</p>	<p>第七條 削除</p> <p>（国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正）</p> <p>第八條 国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則に次の一項を加える。</p> <p>21 地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）（附則第三十一条第九項又は第十三項の規定による支払金は、法第二条第二項の政令で定める支払金に含まれるものとする。）</p> <p>附 則</p> <p>（施行期日）</p> <p>第一条 この政令は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 四の二 略</p> <p>四の三 第一条中地方税法施行令の目次の改正規定、同令第六条の第十四第二項の改正規定、同令第六条の二十一の改正規定（同条第二項第一号に係る部分に限る。）、同令第九条の六の二第一項及び第九条の六の三第一項の改正規定、同令第九条の七第七項の改正規定（「百分の</p>

三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。）、同条第二十九項の改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の次に二条を加える改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条の次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項の改正規定、同令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、同令第五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十八の次に五条を加える改正規定、同令第五十七条の二後段の改正規定、同令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定並びに同令第五十八条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加える改正規定、同令附則第三十二条の改正規定、同令附則第三十二条の二を削る改正規定及び同令附則第三十四条を削る改正規定並びに第九条並びに附則第三条、第四条第二項から第四項まで、第七条第三項から第七項まで、第八条から第十条まで、第十六条、第十七条及び第十八条の規定 平成三十一年十月一日

四の四 略

五から七まで 削除

八十三 略

三・二」を「百分の一」に改める部分に限る。）、同条第二十九項の改正規定、同令第二章第二節中第三十五条の四の次に二条を加える改正規定、同章第七節を削る改正規定、同章第六節中第四十一条の次に一条を加える改正規定、同章第九節を削り、同章第八節を同章第七節とし、同節の次に一節を加える改正規定、同章第十節を同章第九節とする改正規定、同章第十一節を同章第十節とする改正規定、同令第四十八条の十二の二第一項及び第四十八条の十二の三第一項の改正規定、同令第四十八条の十三第八項及び第三十項の改正規定、同令第五十二条の十八の改正規定、同令第三章第二節の二中第五十二条の十八の次に五条を加える改正規定、同令第五十七条の二後段の改正規定、同令第五十七条の二の五の次に二条を加える改正規定並びに同令第五十八条の改正規定並びに同令附則第十五条の二の次に四条を加える改正規定、同令附則第三十二条の改正規定、同令附則第三十二条の二を削る改正規定及び同令附則第三十四条を削る改正規定並びに第九条並びに附則第三条、第四条第二項から第四項まで、第七条第三項から第七項まで、第八条から第十条まで、第十六条第一項、第十七条及び第十八条の規定 平成三十一年十月一日

四の四 略

五 附則第十六条第二項の規定 平成三十三年一月一日

六 第八条並びに附則第十五条並びに第十六条第三項及び第四項の規定 平成三十三年二月一日

七 附則第十六条第五項及び第六項の規定 平成三十三年四月一日

八十三 略

第十五条 削除

(地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の廃止に伴う経過措置)

第十六条 附則第一条第四号の三に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される改正法附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税については、第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令(以下この条において「廃止前暫定措置法施行令」という。)の規定は、なおその効力を有する。

(国税収納金整理資金に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から同条第七号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における第八条の規定による改正後の国税収納金整理資金に関する法律施行令附則第二十一項の規定の適用については、同項中「又は第十三項の規定」とあるのは、「の規定」とする。

(地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の廃止に伴う経過措置)

第十六条 附則第一条第四号の三に掲げる規定の施行の日前に開始した事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され、又は申告される改正法附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)に規定する地方法人特別税については、第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令(以下この条において「廃止前暫定措置法施行令」という。)の規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前暫定措置法施行令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一条第一項	地方法人特別税等に関する暫定措置法	地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)
		(附則第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものと

第九條の表法人 税法施行令（昭 和四十年政令第 九十七号）の項	地方法人特別税 及び地方法人特 別税	された同法第九條の規定による廃 止前の地方法人特別税等に関する 暫定措置法 旧地方法人特別税（地方税法等の 一部を改正する等の法律（平成二 十八年法律第十三号）附則第三十 一条第二項の規定によりなおその 効力を有するものとされた同法第 九條の規定による廃止前の地方法 人特別税等に関する暫定措置法（ 平成二十年法律第二十五号）に規 定する地方法人特別税をいう。以 下この条において同じ。）及び旧 地方法人特別税
第九條の表相続 税法施行令（昭 和二十五年政令 第七十一号）の	地方法人特別 税	旧地方法人特別税 なお効力を有する廃止前暫定措置 法（地方税法等の一部を改正する 等の法律（平成二十八年法律第十 三号）附則第三十一条第二項の規 定によりなおその効力を有するも
項	五号）	

	<p>のとされた同法第九条の規定による廃止前の地方人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）をいう。以下この号及び第三十三条第一項第一号において同じ。）</p> <p>旧地方人特別税（なお効力を有する廃止前暫定措置法に規定する地方人特別税をいう。以下この号及び第三十三条第一項第一号において同じ。）の額の合計額をいう。</p> <p>なお効力を有する廃止前暫定措置法の規定を適用して計算した旧地方人特別税</p>
--	---

2 改正法附則第三十一条第四項に規定する場合における前項の規定によ

りなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法施行令第三条及び第五条第二項の規定の適用については、廃止前暫定措置法施行令第三条及
 条中「法第十四条第二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五条第二項において「平成二十

八年地方税法等改正法」という。) 附則第三十一条第四項の規定により読み替えられた法第十四条第二項」と、廃止前暫定措置法施行令第五条第二項中「法第十四条及び第十六条」とあるのは「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第四項の規定により読み替えられた法第十四条第二項、法第十六条及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第四項」とする。

3 改正法附則第三十一条第六項に規定する場合における第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法施行令第二条の規定の適用については、同条中「法第十二条第三項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則第三十一条第六項の規定により読み替えられた法第十二条第三項」とする。

4 改正法附則第三十一条第七項に規定する場合における第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法施行令第三条及び第五条第二項の規定の適用については、廃止前暫定措置法施行令第三条中「法第十四条第二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)第五条第二項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。) 附則第三十一条第八項の規定により読み替えられた法第十四条第二項」と、廃止前暫定措置法施行令第五条第二項中「法第十四条及び第十六条」とあるのは「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第八項の規定により読み替えられた法第十四条第二項、法第十六条及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第七項」とする。

5 | 改正法附則第三十一条第十項に規定する場合における第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法施行令第二条の規定の適用については、同条中「法第十二条第三項」とあるのは、「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第十項の規定により読み替えられた法第十二条第三項」とする。

6 | 改正法附則第三十一条第十一項に規定する場合における第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた廃止前暫定措置法施行令第三条及び第五条第二項の規定の適用については、廃止前暫定措置法施行令第三条中「法第十四条第二項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号。第五条第二項において「平成二十八年地方税法等改正法」という。）附則第三十一条第十二項の規定により読み替えられた法第十四条第二項」と、廃止前暫定措置法施行令第五条第二項中「法第十四条及び第十六条」とあるのは「平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第十二項の規定により読み替えられた法第十四条第二項、法第十六条及び平成二十八年地方税法等改正法附則第三十一条第十一項」とする。

附則第七条による改正（地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成三十年政令第二百二十六号））

改 正 後	改 正 前
<p>（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条）の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正）</p> <p>第九条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第五百四十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条の次に次の一条を加える。</p> <p>（地方税法施行令の適用の特例）</p> <p>第八条の二 法第二十一条の二の規定により地方団体の徴収金とみなされた地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金についての地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五の二の規定の適用については、同条第三号中「事業税」とあるのは、「事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税」とする。</p>	<p>（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正）</p> <p>第九条 地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第三百三十三号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令（平成二十年政令第五百四十四号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第八条の次に次の一条を加える。</p> <p>（地方税法施行令の適用の特例）</p> <p>第八条の二 法第二十一条の二の規定により地方団体の徴収金とみなされた地方法人特別税並びに地方法人特別税に係る延滞金及び加算金についての地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第五十七条の五の二の規定の適用については、同条第三号中「事業税」とあるのは、「事業税及び地方税法等の一部を改正する等の法律（平成二十八年法律第十三号）附則第三十一条第二項の規定によりなお効力を有するものとされた同法第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）に規定する地方法人特別税」とする。</p>

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第一条中地方税法施行令第六条の九の二第二項第三号及び第四号、第二十五条、第二十七条第一項第一号、第三十二条の二第一項第一号、第三十二条の三第一項第一号、第三十三条の三第二項第一号イ並びに第三十四条第二項の改正規定並びに同令附則第六条の二に一項を加える改正規定並びに附則第八条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第三十二条第七項第一号の改正規定に限る。）及び第九条の規定 平成三十二年四月一日

四 及び五 略

(正)
（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改

第九条 特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平

成三十一年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項及び第三項中「第七十二条の三十三」を「第七十二条の三十一」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 及び二 略

三 第一条中地方税法施行令第六条の九の二第二項第三号及び第四号、第二十五条、第二十七条第一項第一号、第三十二条の二第一項第一号、第三十二条の三第一項第一号、第三十三条の三第二項第一号イ並びに第三十四条第二項の改正規定並びに同令附則第六条の二に一項を加える改正規定並びに附則第八条（外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）第三十二条第七項第一号の改正規定に限る。）の規定 平成三十二年四月一日

四 及び五 略

改 正 後	改 正 前
<p>（自治税務局の所掌事務）</p> <p>第九条 自治税務局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税及び特別 法人事業税、地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税 、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人 事業譲与税並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道 府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度を いう。以下この条及び第六十三条において同じ。）に係るものに関す ること。</p> <p>二及び三 略</p> <p>四 地方税及び特別法人事業税に関する制度の企画及び立案に関するこ と。</p> <p>五 略</p> <p>六 前二号に掲げるもののほか、地方税及び特別法人事業税に関するこ と。</p> <p>七 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん 譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税 に関すること。</p> <p>八及び九 略</p>	<p>（自治税務局の所掌事務）</p> <p>第九条 自治税務局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 地方自治の普及徹底に関する事務のうち地方税制（地方税 、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税 並びに国有資産等所在市町村交付金、国有資産等所在都道 府県交付金及び国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する制度を いう。以下 同じ。）に係るものに関す ること。</p> <p>二及び三 略</p> <p>四 地方税 に関する制度の企画及び立案に関するこ と。</p> <p>五 略</p> <p>六 前二号に掲げるもののほか、地方税 に関するこ と。</p> <p>七 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん 譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税 に関すること。</p> <p>八及び九 略</p>

(企画課の所掌事務)

第六十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七略

八 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん譲与税、航空機燃料譲与税、森林環境譲与税及び特別法人事業譲与税に関すること。

九 略

(都道府県税課の所掌事務)

第六十四条 都道府県税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県税(道府県税及び都税(道府県税として課することができ
る税目に限る。))をいい、法定外普通税及び法定外目的税を除く。次
号において同じ。)及び特別法人事業税に関する制度の企画及び立案
に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、都道府県税及び特別法人事業税に関する
こと。

附則

(自治税務局の所掌事務の特例)

第五条 自治税務局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方
法人特別税、地方法人特別譲与税及び地方道路譲与税に関する事務をつ
かさどる。この場合において、同条第一号中「及び特別法人事業税

(企画課の所掌事務)

第六十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 七略

八 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税、自動車重量譲与税、特別とん
譲与税、航空機燃料譲与税及び森林環境譲与税
に関すること。

九 略

(都道府県税課の所掌事務)

第六十四条 都道府県税課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 都道府県税(道府県税及び都税(道府県税として課することができ
る税目に限る。))をいい、法定外普通税及び法定外目的税を除く。次
号において同じ。)に関する制度の企画及び立案
に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、都道府県税
に関する
こと。

附則

(自治税務局の所掌事務の特例)

第五条 自治税務局は、第九条各号に掲げる事務のほか、当分の間、地方
法人特別税、地方法人特別譲与税及び地方道路譲与税に関する事務をつ
かさどる。この場合において、同条第一号中「地方税、

「とあるのは、「特別法人事業税及び地方法人特別税」と、「及び特別法人事業譲与税」とあるのは、「特別法人事業譲与税、地方道路譲与税及び地方法人特別譲与税」とする。

「とあるのは、「地方税（地方法人特別税を含む。以下同じ。）、「地方法人特別譲与税」、「地方道路譲与税」とする。